

年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-4	調達方式の適正化

2. 主要な経年データ		達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値		令和5年度 (2023年度)		6年度 (2024年度)		7年度 (2025年度)		8年度 (2026年度)		9年度 (2027年度)		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
指標等			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	
		一般競争 等入札	件数	-	14件	67%	15件	83%							
	金額(百万円)	-	1,650	95%	538	86%									
随意契約	件数	-	7件	33%	3件	17%									
	金額(百万円)	-	83	5%	87	14%									
合計	件数	-	21件	100%	18件	100%									
	金額(百万円)	-	1,733	100%	624	100%									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
4 調達方式の適正化 公正かつ透明な調達 手続による適切で迅速 かつ効果的な調達を 実現する観点から、「 独立行政法人にお ける調達等合理化 の取組の推進につ いて」(平成27年5 月25日総務大臣 決定)に基づき策 定する「調達等 合理化計画」につ いて着実に実施す る。	4 調達方式の適正化 「独立行政法人にお ける調達等合理化 の取組の推進につ いて」(平成27年 5月25日総務大 臣決定)及び国にお ける取組(「公共 調達等の適正化 について」(平成 18年8月25日 付け財計第2017 号財務大臣通知)) 等に基づき、公正 かつ透明な調達 手続による適切 で迅速かつ効果 的な調達を実現 する観点から、 毎年度「調達等 合理化計画」を 策定し、同計画 に基づく取組を 着実に実施する。 また、外部有識 者を含む契約 監視委員会等 の活用など、 調達に係る推 進体制の整備・ 見直しを行う。	4 調達方式の適正化 「独立行政法人にお ける調達等合理化 の取組の推進につ いて」(平成27年 5月25日総務大 臣決定)及び国にお ける取組(「公共 調達等の適正化 について」(平成 18年8月25日 付け財計第2017 号財務大臣通知)) 等に基づき、公正 かつ透明な調達 手続による適切 で迅速かつ効果 的な調達を実現 する観点から、 「調達等合理化 計画」を策定し、 同計画に基づく 取組を着実に 実施する。 (1) 調達等 合理化計画 ア 信用基金が 策定する調達 等合理化計画 に基づき、一 般競争入札等 (競争入札及び 企画競争・公	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 調達に係る契約 について、政府 の方針等を踏 まえ、適切で 迅速かつ効果 的な調達に向 けた取組は行 われているか	<主要な業務実績> (1) 調達等 合理化計画 ア 令和5年5 月に策定した 令和5年度 調達等合理化 計画に基づき、 一般競争入札 等(一般競争 入札及び企画 競争)の競争 性のある契約 の締結を徹底 するため、1 者応札・1者 応募の改善に 取組み、公正 かつ透明な 調達を着実に 実施した。 令和4年度に 実施した「1 者応札・1者 応募の改善の 取組」の点検・ 検証結果を踏 まえて、以下 の取組みを新 たに行った。 ① 新たな競 争参加者が 応札・応募 できるように 、複数の業者 から聴取した 意見を参考に した新たな入 札公告用の仕 様書を作成し た。 ② 仕様書の 作成に十分な 時間を確保す るため、調達 までの準備期 間に余裕を持 たせたスケジ ュール管理を 行った。 ③ 総合評価 落札方式及び 企画競争によ る調達を実施 する契約案件 について、評 価項目ごとに ポイントを具 体的に記載し た欄の新設、 競争参加者に とってわかり やすい技	<自己評価> 評定：A 以下について 実施した。 ・ 調達等 合理化計画に 基づき、一 般競争入札 等の実施。 ・ 調達等 合理化計画 を踏まえた 取組状況の ウェブサイト 公表及び フォローアップ の実施。 ・ 契約監視 委員会(令和 5年5月2日 開催)にお ける調達等 合理化計画 の策定及び 個々の契約 案件の点検 の審議。 ・ 契約審査 委員会等にお いて、随意 契約とする 理由の妥当 性及び一般 競争入札等 が真に競争 性・透明性が 確保されて いるか等の 確認。 上記に加え、 令和4年度に 実施した「1 者応札・1者 応募の改善 の取組」の 点検・検証 結果を踏 まえて、以 下の取組 みを新たに 実施した。 ・ 複数の 業者からの 意見を	評価

		<p>募)を着実に実施する。</p> <p>イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>(2)調達に係る推進体制の整備</p> <p>ア 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。また、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>イ 契約審査委員会等の活用により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保されているか等を確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>ウ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>		<p>術提案書における記載方法の工夫や提出資料を見直し等、競争参加者の資料作成等の負担軽減などに留意した。</p> <p>上記の取組みを行った結果、令和5年度の一般競争入札等は15件、5億38百万円で、契約全体に対する割合は、件数で83%・金額で86%であった。なお、1者応札・1者応募となった入札はなかった</p> <p>また、随意契約は3件・87百万円で、契約全体に対する割合は、件数で17%・金額で14%であった。</p> <p>イ 業務内容の把握や企画提案書・技術提案書の作成業務等に必要な準備期間の十分な確保に努めるため、令和5年度に発注予定の入札について、事前に信用基金ウェブサイトにて公表するとともに、令和5年度に締結した契約に係る情報について、契約情報取扱公表要領に基づき、信用基金ウェブサイトにて公表した。</p> <p>また、1者応札・1者応募の改善のフォローアップとして、各調達案件について、改善項目ごとに取組状況の確認を行った。</p> <p>(2)調達に係る推進体制の整備</p> <p>ア 令和5年度調達等合理化計画(案)、令和4年度調達等合理化計画の自己評価(案)及び個々の契約案件の事後点検については、契約監視委員会(令和5年5月2日開催)で審議を受け承認された。</p> <p>また、総括理事(総務担当)を委員長とする契約審査委員会により調達等合理化に取り組むこととしており、契約監視委員会(令和5年5月2日開催)において、契約審査委員会の取組状況等について審議を受け承認された。</p> <p>イ 契約審査委員会の審査対象となる全ての随意契約案件について、随意契約とする理由が妥当か(「契約事務取扱細則第34条第1項なお書きの随意契</p>	<p>参考にし、新たな入札公告用の仕様書作成。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕様書作成の時間を確保するため、調達までの準備期間に余裕を持たせたスケジュール管理。 総合評価落札方式及び企画競争による調達を実施する契約案件について、競争参加者の資料作成等の負担軽減。 <p>以上の取組みを行った結果、1者応札・1者応募となった入札は、0件となったことからAとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	
--	--	--	--	--	---	--

			<p>約によることができる具体的な事例」 (平成30年1月31日制定)に該当しているか)等の審査を受け承認された。</p> <p>ウ 1者応札・1者応募の防止のための取組を強化する観点から、令和5年度に実施した一般競争入札を振り返り、各契約担当部署において検討した1者応札・1者応募の改善策の点検結果や、総務課が検討した各部署で共通に活用できる対応方法を取りまとめるとともに、職員に対し、その周知を行った。</p>		
--	--	--	---	--	--